

平成24年第1回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成24年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成24年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	2
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1)開会の宣告	3
	(2)諸般の報告	4
	(3)仮議席の指定	4
	(4)議長の選挙	4
	(5)議席の指定	5
	(6)議席の一部変更	6
	(7)副議長の選挙	6
	(8)会議録署名議員の指名	7
	(9)会期の決定	7
	(10)承認第1号、議案第1号ないし第9号の提出	7
	(11)提案理由の説明	7
	(12)承認第1号の説明、採決	10
	(13)議案第1号の説明、採決	11
	(14)議案第2号の説明、採決	12
	(15)議案第3号の説明、採決	13
	(16)議案第4号の説明、採決	14
	(17)議案第5号の説明、採決	15
	(18)議案第6号の説明、採決	16
	(19)議案第7号の説明、採決	17
	(20)議案第8号の説明、採決	18
	(21)議案第9号の説明、採決	20
	(22)閉会及び閉議の宣告	22

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第3号

平成24年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年1月25日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

- (1) 日時 平成24年2月24日(金)午後3時
- (2) 場所 福島テルサ 3階 「あぶくま」
- (3) 付議事件
 - ア 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
 - イ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ウ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - エ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - オ 福島県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画の策定について
 - カ 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について
 - キ 平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
 - ク 平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
 - ケ 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - コ 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

2 招集年月日

平成24年2月24日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

平成24年2月24日午後3時開会、午後4時09分閉会

5 応招議員

1 番 原 正夫君	5 番 遠藤栄作君	6 番 小椋敏一君
7 番 佐藤正博君	8 番 遠藤雄幸君	9 番 目黒章三郎君
10 番 鈴木忠夫君	11 番 平田 武君	12 番 作田 博君
13 番 八島博正君	14 番 関澤和人君	15 番 和知良則君
16 番 佐藤長平君		

6 不応招議員

2 番 渡辺敬夫君	3 番 山口信也君	4 番 仁志田昇司君
-----------	-----------	------------

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸孝則君	会計管理者	安倍誠一君
事務局長	山内芳夫君	事務局次長	佐藤 淳君
総務課長	山口 功君	業務課長	菊地清寿君
資格管理係長	佐藤浩二君	給付係長	相川哲也君

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	仮議席の指定
日程第 3	議長の選挙
日程第 4	議席の指定
日程第 5	議席の一部変更
日程第 6	副議長の選挙
日程第 7	会議録署名議員の指名
日程第 8	会期の決定
日程第 9	承認第1号、議案第1号ないし第9号の提出
日程第10	提案理由の説明
日程第11	承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 平成23年度福島県後期高齢者医療広 域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))

日程第 1 2	議案第 1 号	福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 2 号	福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 3 号	福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 4 号	福島県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画の策定について
日程第 1 6	議案第 5 号	福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 1 7	議案第 6 号	平成 2 3 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 8	議案第 7 号	平成 2 3 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 9	議案第 8 号	平成 2 4 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第 2 0	議案第 9 号	平成 2 4 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

1 1 本日の会議に付議した事件

「1 0 議事日程」に同じ。

1 2 会議の経過

事務長（山内芳夫君） 定刻となりましたので、ただいまより定例会を進めてまいりたいと思います。

開会に先立ちまして、ご報告を申し上げます。現在、議長、副議長とも空席でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、八島博正議員が年長議員でありますので、ご紹介を申し上げたいと思います。八島博正議員、議長席へご移動願いたいと思います。

（八島議員、議長席に着席）

臨時議長（八島博正君） ただいまご紹介いただきました八島博正です。

地方自治法第 1 0 7 条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

（1）開会の宣告

臨時議長（八島博正君） ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これよ

り平成24年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際ご報告いたします。

2番渡辺敬夫君、3番山口信也君、4番仁志田昇司君の3名より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後3時02分)

(2) 諸般の報告

臨時議長(八島博正君) 日程第1、諸般の報告を行います。

昨年7月定例会以後に議員の異動がありましたので、ご報告いたします。

平成23年7月31日に矢島義謙君、8月6日に田澤豊彦君が任期満了となりました。

これにより、平成23年8月9日告示の補欠選挙が執行され、目黒章三郎君、作田博君の2名が当選されました。

次に、平成23年8月30日に大樂勝弘君、9月3日に渡辺忠次君、9月20日に鈴木義孝君が任期満了となりました。

これにより、平成23年9月9日告示の補欠選挙が執行され、遠藤栄作君、佐藤正博君、鈴木忠夫君の3名が当選されました。

次に、平成23年11月19日に佐藤喜三郎君、坂本紀一君が任期満了となりました。

これにより、平成23年11月22日告示の補欠選挙が執行され、私、八島博正と佐藤長平君の2名が当選いたしました。

次に、平成24年1月31日に大和田昭君が任期満了となりました。

これにより、平成24年1月13日告示の補欠選挙が執行され、知和良則君が当選されました。

以上で報告を終わります。

(3) 仮議席の指定

臨時議長(八島博正君) 次に、日程第2、仮議席の指定を行います。

今回、補欠選挙において当選された議員の仮議席は、仮議席表のとおり、ただいま着席の議席と指定いたします。

(4) 議長の選挙

臨時議長(八島博正君) 次に、日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

臨時議長（八島博正君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

臨時議長（八島博正君） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名します。議長に作田博君を指名いたします。

作田君は、除席の対象となりますので、除席をお願いいたします。

（作田博君、除席）

臨時議長（八島博正君） お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名しました作田博君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

臨時議長（八島博正君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました作田博君が議長に当選されました。

作田君の除席を解きます。（作田博君、着席）

臨時議長（八島博正君） ただいま議長に当選された作田博君が議場におられますので、当選を告知いたします。

作田博議長、前方の演壇へご登壇願います。（作田博君、登壇）

議長（作田 博君） ただいま皆様のご推挙によりまして、議長を仰せつかりました作田博でございます。

本県におきましては、昨年の震災により、県民の皆様は、地震や津波の被害に加え、原発事故による避難生活を強いられるなど、いまだ厳しい状況にあります。本広域連合議会といたしましては、このような状況下においても、被保険者の皆様方が、引き続き安心して医療を受け続けることのできるよう努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様の実心な議論を通じ、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様のご指導、ご協力のほど、よろしくお祈りを申し上げます。簡単ではございますが、就任のあいさつに代えさせていただきます。

どうぞよろしくお祈り申し上げます。

臨時議長（八島博正君） ここで議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

作田議長、議長席へお着きをお願いいたします。（議長交代）

（５）議席の指定

議長（作田 博君） 議長を交代いたしました。

次に、日程第４、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された遠藤栄作君の議席を6番、佐藤正博君の議席を7番、目黒章三郎君の議席を9番、鈴木忠夫君の議席を10番、私、作田博の議席を12番、八島博正君の議席を13番、和知良則君の議席を15番、佐藤長平君の議席を16番に指定いたします。

(6) 議席の一部変更

議長（作田 博君） 次に、日程第5、議席の一部変更を行います。

今回、新たに当選された遠藤栄作君の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により、議席の一部を変更します。

遠藤栄作君の議席を5番に、小椋敏一君の議席を6番にそれぞれ変更します。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

変更した議席は、お手元に配布してあります変更議席の表のとおりです。

この際、議席の移動をお願いします。（議席の移動）

それでは、引き続き会議を進めます。

(7) 副議長の選挙

議長（作田 博君） 次に、日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

議長（作田 博君） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。

副議長に八島博正君を指名します。

採決につきましては、除席の対象となりますので、除席をお願いいたします。

（八島博正君、除席）

議長（作田 博君） お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました八島博正君を副議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(作田 博君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました八島博正君が副議長に当選されました。

除席を解きます。(八島博正君、着席)

議長(作田 博君) ただいま副議長に当選されました八島博正君が議場におられますので、当選を告知します。

八島博正副議長、前方の演壇へ登壇願います。(八島博正君、登壇)

副議長(八島博正君) ただいま皆様のご推挙により、副議長の要職を仰せつかりました八島博正でございます。作田議長を補佐し、広域連合議会の公正な運営に努めてまいりますので、議員の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

(8) 会議録署名議員の指名

議長(作田 博君) 次に、日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、11番平田武君、16番佐藤長平君を指名いたします。

(9) 会期の決定

議長(作田 博君) 次に、日程第8、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(作田 博君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

(10) 承認第1号、議案第1号ないし第9号の提出

議長(作田 博君) 次に、日程第9、承認第1号、議案第1号ないし第9号の提出を行います。

ただいま広域連合長から議案の提出がありました。議案は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(11) 提案理由の説明

議長(作田 博君) 次に、日程第10、提案理由の説明を行います。

承認第1号、議案第1号ないし第9号を一括して議題とします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長(瀬戸孝則君) 皆様方には何かと東日本大震災の対応に当たりまして、お忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

本日、平成24年第1回の福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしました。改めてお礼を申し上げるところでございます。

本定例会に提出いたしました案件でございますが、専決処分に係る承認が1件、条例改正などが5件、平成23年度各会計補正予算と平成24年度各会計予算が4件、合わせて10件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関しまして、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は、施行から4年が経過いたしました。昨年3月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、各市町村におかれましては、被災や避難をされた方々への対応等にご苦労されたことと存じます。

この間、国からは保険料の減免や一部負担金の免除に関する方針が示され、本広域連合といたしましては、構成市町村と連携を密にして関連業務に取り組んでまいったところであります。現時点においても、減免・免除された保険料や一部負担金の還付業務など、震災等に付随する業務が継続しており、また、一部負担金等の免除期間延長や避難されている方に対する次期被保険者証の送付事務など、新たな事務が想定されておるところでございます。

本広域連合の業務運営につきましても厳しい状況は続きますけれども、被災や避難された被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、今後とも引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本後期高齢者医療制度の現況について申し上げます。国におきましては、現行の後期高齢者医療制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を創設するとの方針の下にあって、高齢者医療制度改革会議において示されました最終とりまとめを踏まえまして、社会保障と税の一体改革に向けた審議の中でも検討が行われたところでございます。これにより示された素案では、関係者の理解を得たうえで、平成24年度通常国会に制度廃止に向けた見直しのための法案を提出するとされましたが、いまだ法案の提出は行われておらず、先行きは不透明なものとなっております。

本広域連合といたしましては、今後も新たな制度に向けての動向を注視するとともに、本制度が継続する間は、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう、安定的な財政運営はもちろんのこと、被保険者の資格管理や給付事務など、しっかりと制度の運営に努めていく所存でございます。

次に、2年ごとの見直しとなります平成24年度及び平成25年度の新保険料率について申し上げます。新保険料率の算定に当たりましては、保険給付費の増加や後期高齢者負担率の上昇により、保険料の大幅な上昇が見込まれるところでありますが、大震災や原発事故により被災や避難された被保険者の皆様に配慮し、平成23年度末で見込まれる広域連合の剰余金を全額活用するとともに、県の財政安定化基金を活用することにより、均等割額は4万円の据え置き、所得割率は7.60%から7.76%と、極力保険料の上昇抑制を図ったものであります。

この結果、県内の被保険者のうち約7割の方々、特に所得の低い方は、均等割額を据え置きとすることで、従来と同じ保険料となるものでありますが、所得割額がかかる所得が高い方は、若干保険料が上昇することになります。大震災や原発事故の厳し

い環境にある被保険者の皆様の保険料の上昇抑制及び今後の財政運営とのバランスを考慮したうえでの新保険料率でありますので、なにとぞ被保険者の皆様並びに関係各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本広域連合におきましては、「保険料の収納対策」、「高齢者の健康づくり」、「医療費の適正化」を保険者機能強化のための3本柱として、具体的な事業に取り組んでまいりました。平成19年には、広域連合と構成市町村との役割分担を明記しました広域計画を策定いたしましたでしたが、今般、改定時期を迎えるにあたり、従来の広域連合と構成市町村との役割分担に加え、新たにこれら3本柱の要素も加味した「第二次広域計画」を策定することといたしました。

今後は、「第二次広域計画」に定めた保険者機能の強化に向けた新たな基本目標に基づき、広域連合と構成市町村の連携強化を深化させながら、新たな事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、予算編成等にあたり、特に留意した点などについて申し上げます。

まず、平成23年度の補正予算についてであります。一般会計補正予算については、国の平成23年度第4次補正予算において、平成24年度分の低所得者への保険料軽減分等が措置されたことから、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てを行うための補正増が主なものでございます。また、特別会計補正予算については、療養給付費の額が当初予算を下回る見込みのため、減額補正をするものであり、それに合わせて歳入についても所要の補正をするものであります。

次に、平成24年度の当初予算についてであります。一般会計予算につきましては、歳入では構成市町村の共通経費負担金、歳出では広域連合事務費及び職員の人件費が主なものでありますが、標準システム機器更改に係る費用の繰出金を計上しておりますことから、歳入歳出とも増額となったところであります。

次に、特別会計予算につきましては、被保険者数の増加や医療の高度化などによる1人当たりの医療給付費の増加、健康診査事業の増額や標準システム機器更改費用の増額など、また、東日本大震災による保険料減免と一部負担金免除にかかる歳入歳出についても勘案したものとなっております。

平成24年度財政運営につきましては、引き続き効率的かつ適正な執行に努めてまいりたいと考えておるところでございます。慎重なるご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いするものであります。

それでは、提案理由の説明を行います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）として、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、福島県人事委員会勧告に基づく所要の改正のため、条例案を提出するものでございます。

議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、保険料率の改定、保険料賦課限度額の改定並びに低所得者等に係る保険料の軽減措置の継続などについて所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、低所得者の方や被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の軽減措置の継続により、財源として基金の処分を行えるよう所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画の策定について」でございますが、現行の広域計画が平成23年度で計画期間の満了となることから、地方自治法第291条の7第1項の規定により第二次広域計画を策定するため、この案を提出するものでございます。

議案第5号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合同規約の変更について」でございますが、組織を構成する団体の解散、設立、統合による数の増減に伴う規約変更について提出するものでございます。

議案第6号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16億5,064万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,288万2,000円とするものでございます。

議案第7号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億4,279万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,299億5,190万7,000円とするものでございます。

議案第8号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,779万2,000円とするものでございます。

議案第9号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,377億4,289万9,000円とするものでございます。

以上、議案10件についての提案理由の説明といたします。よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

(12) 承認第1号の説明、採決

議長(作田 博君) 次に、日程第11、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(山内芳夫君) それでは、お手元のほうに定例会の議案書と別冊平成2

3年度特別会計補正予算（第2号）をご準備願いたいと思います。

まず、別冊平成23年度特別会計補正予算（第2号）の1ページをお開き願いたいと思います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、2ページのほうに記載の専決第3号「福島県後期高齢者療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げたいと思います。内容につきましては、別冊のA4判横の平成23年度補正予算説明資料によりご説明を申し上げたいと思います。1ページのほうをお開き願いたいと思います。

歳入の補正額で、繰入金でございます。基金繰入金は1,414万6,000円で、2ページのほうになりますが、補正後の額でございますが、右下の計2,354億9,470万5,000円となるものでございます。3ページにつきましては、歳出の補正額で総務費、給付管理費で1,414万6,000円でございます。4ページのほうの補正後の額で歳入と同額の2,354億9,470万5,000円となります。これは、東日本大震災の被災者の一部負担金免除関連事務経費ということで、臨時職員の雇用、あるいは職員の超勤でございまして、臨時特例基金より繰入れて対応したものでございます。そういったしまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成23年11月1日付で専決処分いたしましたので、同条3項の規定によりまして報告をし、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第1号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、承認第1号の質疑を行います。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって承認第1号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

承認第1号は、これを原案とおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案とおり承認されました。

（13）議案第1号の説明、採決

議長（作田 博君） 次に、日程第12、議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） それでは、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。内容につきましては、2ページから4ペー

ジまで記載しておりますが、説明につきましては、別冊のA4判横でございますが、平成24年第1回議案説明資料によりましてご説明を申し上げたいと思います。

1ページのほうをお開き願いたいと思います。職員の給料及び自動車等を利用する職員の通勤手当の支給限度額基準の変更を行うために所要の改正をするものでございます。まず、給与の改定でございますが、福島県人事委員会勧告に準拠いたしまして、高齢層の職員に相当する号級に重点を置いた給料月額の改正に伴う給料表の改正でございます。平均給料月額を769円、マイナス0.19%引き下げるもので、適用日は平成24年1月1日でございます。

次に、通勤手当の改定で、自動車等を利用する職員について、県に準じまして、現行上限月額4万3,100円を4万7,700円に改正するものでございます。適用日、施行日については、平成24年4月1日となるものでございます。2ページから5ページまでは、新旧対照表でございますので、ご覧いただければと思います。

以上が、議案第1号の説明でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、議案第1号の質疑を行います。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結します。これより、討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第1号は、これを原案とおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案とおり可決されました。

(14) 議案第2号の説明、採決

議長（作田 博君） 次に、日程第13、議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 議案書の5ページをお開き願いたいと思います。

議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。引き続き先ほどの議案説明資料によりご説明を申し上げたいと思います。先ほどのA判横の資料でございます。

6ページのほうをお開き願いたいと思います。平成24年度及び平成25年度の保険料率及び保険料の賦課限度額を定め、また、所得の少ない被保険者等に係る保険料の軽減措置を継続するため所要の改正を行うものでございます。

まず、平成24年度、25年度の保険料率でございますが、現行所得割率7.6%

を7.76%に改正し、均等割額4万円は据え置くものでございます。

次に、保険料の賦課限度額を現行の50万円から55万円に改正するものであります。

次に、不均一課税地域の保険料率ですが、檜枝岐村、只見町、昭和村、矢祭町の平成24年度及び25年度の保険料率をそれぞれ8ページの新旧対照表のとおり改正するものでございます。

次に、無医地区、(離島などで医者がいない地域、福島県では、今のところございません。)に係る保険料率を8ページの新旧対照表のとおり改正するものでございます。

次に、被用者保険の被扶養者だった者に係る軽減措置ですが、現行の9割軽減を平成24年度も継続するものでございます。

最後に、低所得者に対する保険料の軽減措置ですが、8.5割軽減を24年度も継続するものでございます。いずれも施行日は、平成24年4月1日となるものでございます。

以上が、議案第2号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(作田 博君) それでは、議案第2号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

議長(作田 博君) なければ、これをもって議案第2号に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。

(「なし」という声あり)

議長(作田 博君) なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第2号は、これを原案とおりに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(作田 博君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案とおりに可決されました。

(15) 議案第3号の説明、採決

議長(作田 博君) 次に、日程第14、議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(山内芳夫君) 議案書のほうの9ページをお開き願いたいと思います。

議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明を申し上げます。引き続きまして、説明の方は、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

議案説明資料のほうの9ページをお開き願いたいと思います。平成24年度においても保険料軽減措置が継続されるため、基金処分の条件を追加するため、所要の改正

を行うものでございます。

まず、被用者保険の被扶養者だった者に係る保険料の激変緩和措置に対する費用で、均等割額の9割軽減のための財源に充当するもの。また、低所得者に対する保険料の軽減に対する費用で、均等割の9割、8.5割軽減、また、所得割の5割軽減の財源に充当することとするもので、いずれも施行日は平成24年4月1日とするものでございます。10ページにつきましては、新旧対照表でございますので、ご参照いただければと思います。

以上が、議案第3号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第3号に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第3号は、これを原案とおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案とおり可決されました。

（16）議案第4号の説明、採決

議長（作田 博君） 次に、日程第15、議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画の策定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 議案書の11ページをお開き願います。

議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画の策定について」ご説明を申し上げます。

引き続きまして、議案説明資料のほうでご説明を申し上げます。

11ページをお開き願いたいと思います。平成19年に策定されました現在の広域計画が、平成23年度で計画期間が満了となることから、策定（案）を提出するものでございます。地方自治法によりまして、広域連合において制度を総合的、かつ、計画的に運営するため、広域連合と構成市町村の役割と処理する事項について定めるものとされてございます。今回の主な改正につきましては、今まで取り組んでまいりました保険者機能強化事業を柱として、基本目標やこれらを達成する具体的な施策を付加し、そして、それぞれの役割分担の整合性を図ったものでございます。

なお、計画期間及び改定につきましては、制度の先行きが不透明のため、平成24年度から制度廃止までとし、連合長が必要と認めたときは、随時行うものとしたします。

以上が、議案第4号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第4号に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第4号は、これを原案とおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案とおり可決されました。

（17） 議案第5号の説明、採決

議長（作田 博君） 次に、日程第16、議案第5号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合同約の変更について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 議案書の51ページをお開き願います。

議案第5号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合同約の変更について」でございます。

引き続き議案説明資料でご説明を申し上げます。

12ページをお開き願いたいと思います。組合を組織します団体の解散、設立に伴う団体数の増減に伴いまして、規約の変更をするものでございます。

まず、伊達市国見町大枝小学校組合が3月31日で解散するため、別表1及び別表2の4中より削除するものでございます。

次に、田島・下郷町衛生組合、西部環境衛生組合が3月31日で解散し、4月1日に南会津地方環境衛生組合が設立されるため、別表1、別表2の1及び4中より田島・下郷町衛生組合を削除し、西部環境衛生組合を南会津地方環境衛生組合に改めるものでございます。

次に、西白河地方衛生組合処理一部事務組合、白河地方水道用水供給企業団が3月31日で解散し、4月1日で白河地方広域市町村圏整備組合に統合されることから、別表1、別表2の1及び4中よりそれぞれ削除するものでございます。

なお、施行日につきましては、知事の許可のあった日から施行し、規約の規定は平成24年4月1日から適用するものでございます。

以上が、議案第5号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、議案第5号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

議長(作田 博君) なければ、これをもって議案第5号に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

(「なし」という声あり)

議長(作田 博君) なければ、これをもって討論を終結し、採決します。
議案第5号は、これを原案とおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(作田 博君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案とおり可決されました。

(18) 議案第6号の説明、採決

議長(作田 博君) 次に、日程第17、議案第6号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(山内芳夫君) 議案書につきましては、別冊の平成23年度一般会計並びに特別会計補正予算書(一般会計第2号、特別会計第3号)をご準備願いたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います。

議案第6号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」につきましてご説明を申し上げます。予算書のほうは1ページから9ページまでの記載となっておりますが、説明につきましては、別冊のA4判、横でございますが、平成23年度補正予算説明資料(一般会計第2号、特別会計第3号)により説明をさせていただきたいと思います。

1ページのほうをお開き願いたいと思います。今回の補正の主なものは、国の23年度補正予算におきまして、24年度も引き続き保険料の軽減等が措置されたことから補正増するもので、補正額は歳入歳出とも16億5,064万1,000円を増額するものでございまして、補正後の額につきましては次ページになりますが、それぞれ25億1,288万2,000円とするものでございます。その内訳につきましてですが、1ページのほうにお戻りいただきまして、まずは、歳入の第2款国庫支出金におきまして、備考のほうに記載の保険料不均一賦課負担金の減額34万3,000円は、均一保険料との差額分を国と県が2分の1ずつ負担する制度でございまして、所要額が確定したことによるものでございます。次に、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の16億4,341万3,000円でございますが、平成24年度の保険料軽減措置分でございます。次に、臨時特例基金で受け入れるものでございます。次に、第3款県支出金でございますが、不均一賦課負担金の県負担の減額分でございます。次に、第4款財産収入16万7,000円でございますが、これは臨時特例基金の利子でございます。第7款の繰入金774万7,000円ですが、これは、東日本大震災による一部負担金還付業務に伴う経費について、基金より繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。第2款総務費で震災関連一部負担金還付事務のための臨

時職員の雇用費、職員の超過勤務分などで、これは総務課分でございますが、188万9,000円を増額するものでございます。次に、第3款民生費でございますが、歳入でも触れましたが、円滑運営臨時特例交付金を基金に積み立てるとともに、保険料不均一賦課負担金を特別会計への繰出金から同額減額、また職員の超過勤務分を増額するものでございます。

以上が、議案第6号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（作田 博君） それでは、議案第6号の質疑を行います。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第6号に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第6号は、これを原案とおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案とおり可決されました。

（19） 議案第7号の説明、採決

議長（作田 博君） 次に、日程第18、議案第7号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 議案書の11ページをお開きください。

議案第7号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）」についてご説明を申し上げます。予算書のほうは、11ページから23ページの記載となっておりますが、引き続きまして別冊A4横、先ほど説明しました平成23年度補正予算説明資料によりご説明をさせていただきたいと思っております。

説明資料の3ページのほうをお開き願いたいと思っております。今回の補正の主なものにつきましては、保険給付費が当初予算額を下回る見込みのための補正減でございます。歳入におきましては、右下の計にございますように、55億4,279万8,000円を減額するものでございまして、次ページになりますが、4ページの右下計、補正後の歳入計を2,299億5,190万7,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願いたいと思っております。歳出でございます。右下合計に記載の補正額及び次ページになりますが、補正後の歳出合計額は、いずれも歳入と同額補正となるものでございます。

5ページのほうにお戻りいただきたいと思います。まず、歳出の主な内容をご説明申し上げます。第1款総務費電算処理委託費で1,233万2,000円の減でございますが、これは当初では制度改革に伴うシステムの改修を想定して予算化をしておりましたが、改正がなく、システム改修もなかったため補正減をするものでございます。

また、後期高齢者医療制度臨時特例基金事業ですが、主なものは、震災対応事務で構成市町村で発生いたしました郵券料等の増額でございます。次に、第2款保険給付費では当初計画より低位に見込まれますことから、療養の給付費で56億2,758万4,000円の減、療養費で1億5,195万3,000円の増となりますが、下段の左の小計の欄でございますが、保険給付費全体で69億5,797万3,000円の減額を行うものでございます。3ページにお戻りいただきたいと思っております。歳入の主なものでございます。まずは、第1款市町村支出金におきましては、保険料等負担金で5億9,507万2,000円の減、これは被保険者数が当初見込みより少なかったことによるものでございます。また、1人当たりの所得額の減、東日本大震災等による保険料の減免によるものでございます。また、歳出でご説明いたしました保険給付費全体の減額により、市町村定率負担金で5億3,060万2,000円の減、関連で第2款国庫支出金でも国の定率負担金で15億9,180万4,000円の減、さらに、第3款県支出金におきましても、市町村負担金同額の減となるものでございます。次に、中段右、第4款支払基金交付金は現役世代からの支援金でございますが、同様に保険給付費全体の減額により37億5,987万1,000円の減額となるものでございます。また、震災関連での保険料の減免免除、一部負担金の免除にかかる経費として特別調整交付金で2割、災害臨時特例補助金で8割補填されるものでございまして、それぞれ2億8,491万8,000円、11億1,311万円を増額するものでございます。

以上が、議案第7号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

議長（作田 博君） それでは、議案第7号の質疑を行います。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第7号に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第7号は、これを原案とおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案とおり可決されました。

（20）議案第8号の説明、採決

議長（作田 博君） 次に、日程第19、議案第8号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 資料につきましては、別冊の平成24年度一般会計並びに特別会計予算書をご準備願いたいと思っております。まず、1ページをお開き下さい。

議案第8号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。説明申し上げます。内容につきましては、1ページから13ページまで記載してございます。説明のほうにつきましては、別冊でやはりA4判横で平成24年度予算説明資料というものがございますので、そちらで説明をさせていただきたいと思っております。

2ページのほうをお開き願いたいと思っております。一般会計でございます。歳入歳出それぞれ11億9,779万2,000円と定めるものでございます。まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金11億4,139万6,000円。これにつきましては、構成市町村からの共通経費負担金でございます。前年度より3億7,000万円増えておりますが、これは、平成25年4月からの新システムへの移行のため、電算処理委託の増が主な要因でございます。次に、第2款国庫支出金と第3款県支出金、それぞれ383万8,000円、383万7,000円、こちらのほうは端数処理をしてございますが、こちらは保険料の不均一負担金でございます。次に、第4款財産収入でございます。これは、広域連合の借上住宅公舎の入居料の職員負担分と臨時特例基金の利子でございます。第5款繰入金でございますが、引き続き発生いたします東日本震災関連事務のため、臨時職員雇用費及び職員の超過勤務の手当でございます。次に、第6款繰越金3,509万1,000円でございますが、これは前年度からの繰越金などでございます。

次に、歳出でございます。下段でございます。細目で主な内容を説明したいと思っております。まず、議会運営費の88万1,000円でございますが、これは議員16名の報酬でございます。次に、派遣職員人件費等で7,018万5,000円でございますが、これは事務局長、次長、総務課職員5名分、計7名分の人件費等の負担金などでございます。次に、臨時職員雇用費729万8,000円でございますが、4名分の賃金等でございます。次に、事務局管理運営費818万5,000円でございますが、職員の旅費、事務局運営にかかる役務費、委託費等でございます。次に、情報公開等適正化事業15万2,000円は、委員5名等の報酬などでございます。会計管理費は21万5,000円、選挙管理委員会費5万3,000円は、委員4名の報酬などでございます。監査委員費18万8,000円は、委員2名の報酬等でございます。次に、後期高齢者医療事業9億6,152万8,000円につきましては、特別会計への繰出金となっております。業務課の事務でございます電算処理費などでこの額になっているものでございます。次に、派遣職員人件費1億3,784万5,000円でございますが、これは業務課職員16名分の人件費などでございます。次に、予備費として1,114万円で、これは震災対応臨時職員雇用の賃金等について、基金より繰入するため、その分を上乗せして計上するものでございます。

以上が、議案第8号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、議案第8号の質疑を行います。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第 8 号に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第 8 号は、これを原案とおりに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は、原案とおりに可決されました。

（21） 議案第 9 号の説明、採決

議長（作田 博君） 次に、日程第 20、議案第 9 号「平成 24 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 予算書のほうの 15 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 10 号「平成 24 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明をいたします。

まず、第 1 条に記載しているものでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,377 億 4,289 万 9,000 円と定めるものでございます。後ほど詳細については、ご説明を申し上げます。次に、第 2 条の一時借入金でございますが、最高額を 180 億円と定めるものでございます。次に、第 3 条、歳出予算の流用でございますが、第 1 号に記載のとおり、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合、同一款内で各項目間の流用を認めることとするものでございます。内容につきましては、16 ページから 31 ページまで記載してございますが、説明につきましては、先ほどの別冊の A4 判横の平成 24 年度予算説明資料でご説明を申し上げます。

3 ページをお開き願いたいと思います。歳入についてでございますが、款、項、目、節として記載してございます。次に、4 ページをお開き願いたいと思います。こちらは歳出については、細目ごとに記載してございます。5 ページをお開き願いたいと思います。特別会計における財政の概要、A3 判のものがございまして、そちらによって説明を申し上げたいと思います。まず、上段のほうに歳入歳出と記載がございまして、総額では先ほど申し上げたとおり、それぞれ 2,377 億 4,289 万 9,000 円になってございます。前年度当初予算額より約 89 億 2,000 万円の増となっております。これにつきましては、被保険者の増に伴う保険給付費の増額等の影響などを勘案したものでございます。まず、右側の歳出について、ご説明を申し上げたいと思います。

棒グラフの中でございますが、保険料給付費が 2,340 億 45 万 6,000 円となっております。歳出全体の 98.4% を占めてあります。主なものについて、ご説明をいたしたいと思います。棒グラフの右側の四角で囲んだ中をご覧いただきたいと思います。右上の療養給付費でございます。これが 2,252 億 3,914 万 7,0

00円でございます。内訳につきましては、療養の給付費、医科、歯科、調剤は、本人負担分を除いた7割、9割の給付でございます。入院時食事・生活療養費は、標準負担額を超えた部分の現物支給、また、補装具、柔道整復など療養費でございます。次に、訪問看護療養費、特別療養費、移送費は、記載のとおりでございます。次に、審査支払手数料5億9,322万8,000円でございますが、これはレセプトの内容を審査する国保連への委託事務の手数料でございます。次に、高額療養費66億4,207万円につきましては、被保険者の1か月間に支払った医療費が、負担限度額を超えた場合に現金支給する費用でございます。次に、高額介護合算療養費2億474万2,000円は、介護保険サービスも受けている方で、両方の自己負担額の1年間の合計が、一定限度額を超えた場合に支給する費用でございます。葬祭費8億4,945万円につきましては、1人につき5万円を給付する費用でございます。次に、保険給付費以外のその他の支出でございますが、県財政安定化基金拠出金2億3,459万円は、保険料の未納や給付費の増などのリスク対応や保険料算定時の抑制のため、国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、県で基金を設置しているものでございます。次に、特別高額医療費共同事業拠出金等5,272万3,000円でございますが、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費を各広域連合が共同で支えるための拠出金でございます。次に、保健事業費4億1,152万4,000円でございますが、市町村に委託して健康診査事業を実施する費用でございます。次に、総務費10億9,306万5,000円は、一般管理費、電算処理委託費などでございます。次に、諸支出金3,478万2,000円は、保険料の還付金等になるものでございます。次に、予備費といたしまして、19億1,575万8,000円を見込むものでございます。

その次に、そのための財源措置ということで、左側の歳入でございます。まずは、国の普通調整交付金、棒グラフの中でございますが、217億9,823万4,000円でございます。これは、広域連合間の被保険者に係る所得格差による財政力の不均衡を調整して交付されるもので、全国を1とした場合、本県の所得係数は0.65でありまして、保険料の所得割分の補填となるものでございます。次に、定率国庫負担金550億8,270万2,000円、その下の定率県負担、市町村負担は、同額の183億6,090万円は、現役並み所得者を除く療養給付等に対する国の12分の3、県12分の1、市町村は12分の1の負担割合となっております。そういったしまして、調整交付金と併せて公費負担として歳入の約5割となっております。次に、支払基金交付金940億5,193万3,000円でございますが、これは支払基金が各保険者から後期高齢者支援金として徴収し、各広域連合へ交付するものでございまして、現役世代からの支援金で歳出の約4割分となっているものでございます。次に、保険料116億5,725万円でございますが、こちらは市町村が徴収し、広域連合に保険料負担金として納付するものでございます。次に、公費補填58億5,225万3,000円でございますが、これは保険基盤安定負担金42億116万5,000円でございますが、低所得者の保険料軽減分として市町村は4分の1、県は4分の3を負担

するものでございます。また、不均一保険料の国・県負担分767万4,000円、また、保険料軽減分への臨時特例基金繰入金16億4,341万4,000円でございます。次に、高額医療に対する支援ということで、棒グラフの脇の四角の中の説明を今しておりますが、高齢者医療に対する支援のうち、高額医療費負担金14億3,539万8,000円につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費に対して、国と県が4分の1ずつ負担するものでございます。また、特別高額医療費共同事業3,500万8,000円は、歳出でご説明いたしました共同事業の財政調整額でございます。次に、東日本大震災に係ります減免措置として、災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で震災に係る保険料の減免、一部負担金の免除分について補填されるもので55億1,272万1,000円でございます。次に、剰余金41億712万3,000円ですが、平成23年度からの繰越金でございます。今回の新保険料算定時において、24年、25年度で、その財源となるものでございます。次に、その他の収入14億8,847万7,000円につきましては、健康診査事業又は一般会計からの事務費等繰入金等でございます。

以上につきまして、議案第9号の説明でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、議案第9号の質疑を行います。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第9号に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第9号は、これを原案とおりに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案とおりに可決されました。

（22）閉会及び閉議の宣告

議長（作田 博君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、平成24年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

（午後4時09分）